

徳島県規則第二十一号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項中第八十一号を第八十二号とし、第五十七号から第八十号までを一号ずつ繰り下げ、第五十六号の次に次の一号を加える。

五十七 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第十七号）附則第二条第六項の規定による届出の受理

別表第三個別事項の項第八号の2中「第八条第三項」を「第八条第二項」に改め、同項第五十四号の3中「徳島県東部県税局長の項第一号」を「徳島県東部県税局長の項第一号の1」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三個別事項の項第八号の2の改正規定は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に關する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。